

児童ポルノ 排除対策ワーキンググループの設置について

平成 2 2 年 2 月 4 日

児童ポルノ 排除対策ワーキングチーム決定

平成 2 7 年 1 2 月 8 日

一 部 改 正

- 1 児童ポルノが被害児童に深刻な影響を与え、青少年の健全な育成を阻害することから、関係省庁が連携し、児童ポルノの排除に向けた国民運動の実施等、児童ポルノを排除するための総合的な対策を検討・推進するため、児童ポルノ排除対策ワーキングチームに、児童ポルノ排除対策ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を置く。
- 2 ワーキンググループの構成は、別紙のとおりとする。
- 3 ワーキンググループの庶務は、内閣官房、警察庁等関係省庁の協力を得て、内閣府において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関する事項、その他必要な事項は、議長が定める。

(別紙)

議長 内閣府大臣官房審議官
構成員 内閣官房内閣参事官 (内閣官房副長官補付)
内閣官房内閣参事官 (情報通信技術 (I T) 担当室)
内閣府政策統括官 (共生社会政策担当) 付参事官
(青少年環境整備担当)
警察庁生活安全局少年課長
総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課長
法務省刑事局公安課長
外務省総合外交政策局人権人道課長
文部科学省生涯学習政策局青少年教育課長
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長
経済産業省商務情報政策局情報経済課長